

救主降世 2008年7月11日  
補正命令による修正 2008年9月10日

## 審判申立書

日本聖公会京都教区審判廷  
審判長主教 ステパノ 高地敬 殿

### (1) 申立人

〒410-0038 沼津市三芳町 3-14  
横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝  
東京教区 清瀬聖母教会 ルツ 大谷 英子  
北海道教区 小樽聖公会 オーガスチン 牧野 時夫

### (2) 代理人

〒410-0038 沼津市三芳町 3-14  
横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝

### (3) 被申立人

京都教区 退職司祭 モーセ 原田 文雄

わたしたちは、被申立人 司祭モーセ原田文雄について、  
下記の事由により、日本聖公会法規に基づく懲戒審判の申立をいたします。  
審判廷規則第19条により4個の懲戒申立を併合して申立ます。  
4個の申立については、それぞれ終身停職の懲戒を求めます。

### (4) 懲戒の事由である事実

#### 1 児童への性的虐待を犯して PTSD に罹患させ、成人後にも苦しみを与えている事実

被申立人は1982年から1988年まで、当時の被申立人の勤務教会及び信徒の私宅、  
その他の場所において、複数の児童に対して性的虐待を行った。  
被害者の一人、●●●●は小学校4年生の時から中学3年生まで虐待を受け、成人後、  
深刻な PTSD に罹患し現在も症状が残っている。  
被申立人は被害者に対し、2008年現在も苦しみを与えている。  
虐待被害者の一人、●●●●は2001年4月、PTSD によって自殺未遂をした。  
被申立人が自殺未遂に追い込んだ。この被害者は当時の教区審判廷審判長に対し、  
PTSD を理由とした被申立人の懲戒を求めていたが、申立は法規上正式に却下されていない。  
審判廷規則第22条により、2008年現在も時効が停止しているので、

被申立人が被害者●●●●を自殺未遂に追い込んだことも加害事実に加えて懲戒を求める。

#### 申立の趣旨

被申立人は2008年現在でも、児童虐待によるPTSD被害を与えつづけている。

児童虐待の結果としてPTSDの痛みを与えていることについて、懲戒を求める。

申立人は、被申立人の終身停職を求める。

#### 2 児童虐待の結果としてPTSDに罹患させたことの償いを拒み、被害者を攻撃した事実

被申立人は2000年から始まった児童虐待被害者●●●●との話し合いにおいて、被害者の求めに応じて牧師を辞任することを拒んだ。

被申立人は謝罪文を2通書いたが、牧師辞任によって謝意を表すことをしなかった。

話し合いが決裂し、教区への訴えも却下された結果、2001年に民事裁判が被害者によって提訴された。被申立人は裁判において事実無根を主張し、被害者を誹謗中傷した。

(民事裁判 事件番号 奈良地方裁判所葛城支部平成13年(ワ)第193号)

民事裁判は2005年7月19日に最高裁判決が出るまで続いたが、被申立人は徹底して償いを拒み、被害者を中傷し続けた。

#### 申立の趣旨

兄弟に悪事をなすだけでなく、その償いを拒むのは、聖書の教える道徳に反する。

被申立人が償いを拒んだことと被害者を攻撃したことは、兄弟の交わりを著しく損なう行為であって、祈祷書160ページ、161ページに明記してあるとおり、聖餐に与る資格がない。

PTSDの償いを拒み、被害者を攻撃した行為について、終身停職の懲戒を求める。

#### 3 教会の聖職に対する深刻な不信感を与え、信仰を躓かせた事実

被申立人の児童虐待と、その後の裁判(奈良地方裁判所葛城支部平成13年(ワ)第193号)での言動などの一連の行為によって、虐待被害者の一人●●●●は人間不信になっている。

被申立人は被害者に対し、キリストの教会に対する不信と男性恐怖を植えつけ、人生において、大きく躓かせた。この躓きは2008年現在も回復していない。

また、教区常置委員長であった被申立人の一連の行為及び教区当局者の不道徳な対処によって、被害者家族は2005年秋、キリスト教信仰を捨てることを宣言した。

被申立人の一連の行為により、児童虐待の被害者と、被害者一家の信仰を躓かせた。

#### 申立の趣旨

被申立人の一連の行為により、児童虐待の被害者と、被害者一家の信仰を躓かせたことは、聖職按手における約束に反することであり、被申立人について、終身停職の懲戒を求める。

#### 4 キリスト教会と聖職の権威を用いて、悪事の隠蔽を行った事実

被申立人は、1982年から1988年まで児童にわいせつ行為を行うにあたり、聖職の地位を利用して、被害者に対してマインドコントロールを行った。

被害者●●●●は聖職である被申立人の言葉を信じて、苦痛や疑問を打ち消した。

また、被申立人は聖書の言葉を引用して、児童に口封じをした。

被申立人の以上の行いにより、成長期にあった被害者が、性被害に気付く機会を奪った。被害者が性被害に気付いたのは1997年秋であり、同時に隠蔽行為にも気付いた。しかし被害者●●●●は、気付いた時点でも被申立人を許さねばならないと考え、自分の方が悪いと考えて自分を責めた。聖職である被申立人を責めたり訴えるのは不当だと考えた。2001年4月、被害者●●●●は被申立人のマインドコントロールから離れて、その権威を完全に否定し、被申立人の退職を求める文書を教区主教に提出した。聖職の権威を利用した悪事の隠蔽は2001年4月まで有効であった。2001年4月、被害者●●●●は教区審判廷審判長に対して、父親と共同で被申立人の懲戒を願い出た。この申立において、懲戒の事由である事実を記した文書には口止めのことが記されている。被害者によって提出された申立書の記載には不備が見られるが、審判廷規則第17条による補正の命令が出されておらず、法規上、正式に却下されていない。被害者側は、更なる裁判は避けたいが申立を自ら取り下げることほしきとしている。従って、2001年に出された、被害者によるこの申立は現在においても有効である。被申立人は2001年4月まで聖職の権威を悪用して、自分の悪事を隠蔽したが、審判廷規則第22条により本件についての時効は停止している。被申立人は上記の児童虐待に関わる民事裁判（奈良地方裁判所 葛城支部 平成13年（ワ）第193号、最高裁判決日2005年7月19日）において教会における自分の地位を誇示して、悪事の隠蔽を図った。また、陳述にあたり自分の主張は教会の教義であると説明した。

#### 申立の趣旨

被申立人が聖職の権威を悪用して、判断の乏しい子供に対し、自分の悪事を誤魔化したのはキリストの名を汚し、神の名を冒瀆する行為である。また被申立人が裁判において、キリスト教会の信用、聖職の権威と地位を公に悪用し、悪事の隠蔽を図ったことは、教会の権威を汚し、神の名を冒瀆する行為である。申立人は、被申立人について終身停職の懲戒を求める。

#### (5) 証拠方法

奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所に提出された準備書面、判決文、書証  
奈良地方裁判所（葛城支部）、大阪高等裁判所において述べられた、当事者及び関係者の陳述  
京都教区第101定期教区会常置委員会報告  
武藤六治主教の書簡  
被申立人の書簡  
武藤六治主教の尋問  
その他当事者の尋問

以上